

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>附 則（平成 27 年 12 月 1 日経企第 1463 号） （実施期日）</p> <p>1 この附則は、平成 27 年 12 月 4 日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他）</p> <p>3 経企第 94 号（平成 27 年 4 月 16 日）の附則第 3 項及び第 11 項を次のように改めます。</p> <p>3 この改正規定実施の日から平成 27 年 9 月 30 日までの間又は平成 27 年 12 月 4 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間において、X i サービス取扱所において当社が定める端末設備を購入する申出（X i 契約者の責めによらない理由により、平成 27 年 9 月 30 日までの間にその端末設備を購入できない場合に限り。）又は当社が定める端末設備を X i 契約者若しくはその関係者が購入する場合であって、F O M A 契約（F O M A サービス契約約款に規定するものをいい、その F O M A 契約に係る経過期間（F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。）が 3 ヶ月超であるものであって、その F O M A 契約において当社が定める端末設備を利用して当社が認めるものに限り。）の解除と同時に新たに X i 契約（基本使用料の料金種別が、X i カケホーダイプラン（スマホノタブ）及び X i カケホーダイライトプラン（料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係るものに限り。）を締結した者からその X i 契約の締結と同時に申出があったときは、シニアはじめてスマホ割キャンペーン（第 6 項第 2 号の規定により、らくらくパック等（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 2 に規定するらくらくパック、シングルパック又はファミリーシェアパックをいいます。以下この附則において同じとします。）の適用が開始される日（以下この項において「適用開始日」といいます。）から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して 23 暦月の間の X i カケホーダイプラン（スマホノタブ）又は X i カケホーダイライトプランの基本使用料について、それぞれの料金月に適用される基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する金額を減額して適用する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）を適用します。</p> <p style="margin-left: 20px;">表（略）</p> <p>11 シニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用を受けているときは、その適用を受けている暦月の基本使用料について、U25 応援割（料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(4)の 2 に規定するものをいいます。）、U25 応援特割キャンペーン（経企第 1586 号（平成 27 年 1 月 27 日）の附則第 3 項に規定するものをいいます。）、U25 応援特割キャンペーン（家族）（経企第 1586 号（平成 27 年 1 月 27 日）の附則第 8 項に規定するものをいいます。）、光スマホ割キャンペーン（経企第 1665 号（平成 27 年 2 月 12 日）の附則第 3 項に規定するものをいいます。）、光スマホ割 f o r ビジネスキャンペーン（経企第 1665 号（平成 27 年 2 月 12 日）の附則第 10 項に規定するものをいいます。）、ドコモにチェンジ割キャンペーン（経企第 1140 号（平成 27 年 9 月 16 日）の附則第 3 項に規定するものをいいます。）及び、ドコモにチェンジ割 f o r ビジネスキャンペーン（経企第 1140 号（平成 27 年 9 月 16 日）の附則第 8 項に規定するものをいいます。）に規定する減額を適用しません。</p>	